

箕面市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

制定 平成二十一年十二月二十八日 箕面市訓令第七十六号

改定 平成二十九年十一月二十七日 箕面市訓令第五十四号

改定 令和元年五月二十四日 箕面市訓令第二号

(目的)

第一条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知をする制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

一 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し

二 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

一 住民基本台帳法第十二条第一項又は第二十条第一項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

二 住民基本台帳法第十二条の三又は第二十条（第一項及び第二項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者

三 戸籍法第十条第一項又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人

四 戸籍法第十条の二（第二項を除く。以下同じ。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条の二の規定により住民票の写し等を請求する者

（対象者）

第三条 本人通知制度による事前登録の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は消除された戸籍の附票に記載されている者を含む。）

二 戸籍法の規定により本市が編製した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、対象者とはならない。

（登録の申請等）

第四条 対象者のうち、住民票の写し等の交付の事実の通知を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ本人通知制度登録申請書（様式第一号）により、市長に登録を申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証（写

真が貼付されたものに限る。その他の本人であることを証する書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第一項の申請を代理人によりしようとするときは、前項に定める本人であることを証する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

一 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

二 法定代理人以外の者 委任状

4 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により、第一項の申請をすることができる。

一 疾病その他やむを得ない理由により直接申請をすることができない場合

二 他の市町村に居住している場合

（事前登録等）

第五条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、本人通知制度登録者名簿（様式第二号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録をした者（以下「登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

（登録の変更等）

第六条 登録者は、氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第三号）により市長に届け出なければならない。

2 第四条第二項から第四項までの規定は、前項の届出について準用する。
（本人通知）

第七条 市長は、第三者からの請求により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、住民票の写し等交付通知書（様式第四号。以下「通知書」という。）により登録者にその旨を通知するものとする。

2 通知書には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 住民票の写し等の交付年月日
- 二 交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数
- 三 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別

（登録の廃止）

第八条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を廃止するものとする。

- 一 第六条の規定による廃止の届出があったとき。
- 二 登録者が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- 三 登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十二条第一項の規定により住民票が職権消除されたとき。

四 登録者が国外に転出したとき。

五 第七条第一項に規定する通知書の送達先が不明のとき。

六 虚偽による登録その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めるとき。

（委任）

第九条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成二十一年箕面市訓令第七六号）

この要綱は、平成二十二年二月一日から施行する。

附 則（平成二十九年箕面市訓令第五四号）

この要綱は、平成二十九年十二月一日から施行する。

附 則（令和元年五月二十四日箕面市訓令第二号）

（経過措置）

この要綱による改正後の第五条及び第八条の規定は、この要綱の施行の際現に改正前の第五条第一項の規定による事前登録がされている者についても、適用する。